中央教育審議会大学分科会 大学院部会(第103回) R3 11 22

大学院設置基準等の一部を改正する省令案 に関するパブリックコメント(意見公募手続)の結果について

1. 意見募集の概要

(1) 募集期間:令和3年7月27日(火)~令和3年8月27日(金)

(2) 告知方法:e-Gov(電子政府の総合窓口)ホームページ

(3) 受付方法:郵送、FAX、電子メール

2. 意見総数

件数:3件 (個人3件(3名))

3. 主な意見の概要

- 履修証明プログラムに単位授与を認める場合、第三者の評価や、最低限の基準・目安 が必要ではないか。
- 教員免許更新講習の廃止議論を含めて、教員研修のあり方が問われている状況において、入学前の履修証明プログラム履修と教職大学院での学修を連動させていくことは、現職教員の生涯にわたる資質・能力向上の1つの重要な方策となると思われるため大いに賛同する。他方、教職大学院においては、必修領域が多い等、カリキュラム上の制約があり、入学前に履修したプログラムに対して、柔軟に単位を授与・認定することの困難さがある。今回の制度改正を実質化するためにも、教職大学院における必修領域の柔軟化等についても合わせて検討されることを期待したい。
- 本来、大学院で授業しなければならない科目を他の大学院に担わせることで、本来授業すべき大学院の教育・研究レベルが低下するのではないか。
- 履修証明プログラムを活用することで、半数以上の単位を他の大学院の講座により取得可能となり、大学院教育や研究の空洞化が進むのではないか。
- 履修証明プログラムにより大学院での単位認定が容易化され、教育研究水準の低い大学院が学生を集める手段として用いることで、本来淘汰されるべき大学の存在維持を助長するのではないか。